

道路占用料新旧対照表

占用物件		占用料		
		単位	現行単価	改定単価 R7.4.1～
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき1	470円	<u>550円</u>
	第2種電柱	年	720円	<u>840円</u>
	第3種電柱		970円	<u>1,100円</u>
	第1種電話柱		420円	<u>490円</u>
	第2種電話柱		670円	<u>780円</u>
	第3種電話柱		920円	<u>1,100円</u>
	その他の柱類		42円	<u>49円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円
	地下に設ける電線その他の線類	3円		<u>3円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	410円	<u>480円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	250円	<u>290円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	840円	<u>980円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		350円	<u>410円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760円	<u>670円</u>
その他のもの	占用面積1平	840円	<u>980円</u>	

			方メートルにつき1年		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	18円	<u>21円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			25円	<u>29円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			38円	<u>44円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			50円	<u>59円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			75円	<u>88円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			100円	<u>120円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			180円	<u>210円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			250円	<u>290円</u>
	外径が1メートル以上のもの			500円	<u>590円</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	840円	<u>980円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u>	

			乗じて得た額	を乗じて得た額	
上空に設ける通路			380円	<u>330円</u>	
地下に設ける通路			230円	<u>200円</u>	
その他のもの			840円	<u>980円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	8円	<u>7円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	76円	<u>67円</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（ア一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76円	<u>67円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	760円	<u>670円</u>
	標識		1本につき1年	670円	<u>780円</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円	<u>7円</u>
		その他のもの	1本につき1月	76円	<u>67円</u>
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設で	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	8円	<u>7円</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルに	76円	<u>67円</u>

	あるものを除く。)		つき1月		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1	760円	<u>670円</u>
		その他のもの	月	380円	<u>330円</u>
政令第7条第2号に掲げる物件			表示面積1平方メートルにつき1年	840円	<u>980円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	76円	<u>67円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			つき1月	84円	<u>98円</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た		

政令第7条 第9号に掲 げる施設	建築物
	その他のもの
政令第7条 第11号に掲 げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの
	上空に設けるもの
	その他のもの
政令第7条第12号に掲げる器具	

額	額
Aに0.023を 乗じて得た 額	Aに <u>0.022</u> を 乗じて得た 額
Aに0.016を 乗じて得た 額	Aに <u>0.015</u> を 乗じて得た 額
Aに0.023を 乗じて得た 額	Aに <u>0.022</u> を 乗じて得た 額
Aに0.023を 乗じて得た 額	Aに <u>0.022</u> を 乗じて得た 額
Aに0.033を 乗じて得た 額	Aに <u>0.031</u> を 乗じて得た 額
Aに0.033を 乗じて得た 額	Aに <u>0.025</u> を 乗じて得た 額